

標準等作成に関する手続き
TTC標準番号体系の考え方

平成21年12月22日
企画戦略委員会決定

1 共通の考え方

- (1)基本的にはTTC標準は国際標準に準拠することから、TTC標準番号の付与においては、一見して対応する国際標準ドキュメント番号が分かるものとする。
- (2)TTCが大きく関与する国際標準化機関はITU-T、ISO及びIECであることから、この3機関に対応するTTC標準については簡明なタイトル番号を考慮する。

ITU-T : JT

ISO, IEC : JS

なお、1つの標準にITU-T、ISO及びIECの3つの国際標準化機関の標準ドキュメントが対応する場合においても、参照源流を探り原則的にはJT、JSのいずれかのタイトル番号を付与する。

国際標準等(国際標準等に準拠して制定したTTC標準を含む)と適用範囲が異なるものの、国際標準等を引用する場合、或いは、国際標準等を適用するが、適用範囲を限定する場合には、付与するTTC標準番号に「枝番号」を付加する。枝番号は英小文字を順に付与する。

- (3)地域標準化機関の連携により、又はTTC以外の地域標準化機関により作成された標準ドキュメントに対応したTTC標準は、それら標準ドキュメント番号との対応がつくものとする。・・・JP
- (4)ITU-T、ISO、地域標準化機関以外の標準化機関・団体(フォーラム・コンソーシアム等)により作成された標準ドキュメントに対応したTTC標準は、それら標準ドキュメント番号との対応がつくものとする。・・・JF
- (5)対応する標準化機関の無いTTC標準については、TTC独自のタイトル番号を付与する。・・・JJ
- (6)JT-、JS-、JP-、JF-、JJ-の-以下の番号は極力混同を招かないようにする。
(後述のJJ-の項参照)
- (7)いくつかの国際標準ドキュメントを統合した場合、主たる参照ドキュメント番号等に合わせることで、読者に誤解を招かない番号付与とする。
- (8)本番号体系を改定する場合は、原則として、改定後の体系を制定済みの標準に対しても遡及して適用する。

2 ITU-Tに対応する標準番号体系について

2.1 基本的考え方

- (1) 頭2文字にJTを付与する。
- (2) JT以下の標準番号は参照したITU-T番号が対応するように付与する。
- (3) 複数のITU-T勧告に準拠し、一つのプロファイルとする場合の番号構成は、次のとおりである。

JT-Pxyz:

x D: ISDNを利用するアプリケーションのためのOSIプロファイル

y

1~4 : 下位層(レイヤ1~4)のプロファイル

5~7 : 上位層(レイヤ5~7)のプロファイル

0 : 下位層、上位層に共通に係るプロファイル

- (4) いくつかのドキュメントを統合する場合にあっては、主たる参照ドキュメント番号等に合わせることを原則とする等、読者に誤解を招かないようにする。

- (5) 参照ドキュメントの年代等の詳細記述は、標準番号体系では記載せず、ドキュメント本文の国際勧告対応番号の記述の項で明記する。

- (6) ITU-T勧告(ITU-T勧告に準拠して制定したTTC標準を含む)と適用範囲が異なるもののITU-T勧告を引用する場合、ITU-T勧告を適用するが適用範囲を限定する場合、或いは、一つのプロファイルを別のサービスプロトコル等に適用範囲を特化する場合には、付与するTTC標準番号に「枝番号」を付加する。枝番号は、英小文字を順に付与する。

(共通の考え方の(1)(2)(6)(7)による)

- (7) ITU-Tにおいて、年版が異なり、同一の番号を有する複数の勧告の混在が認められており、TTCにおいてもいずれかに準拠する場合、区別のため必要に応じ、括弧付きで準拠したITU-T勧告の年版をTTC標準番号に付加することができる。

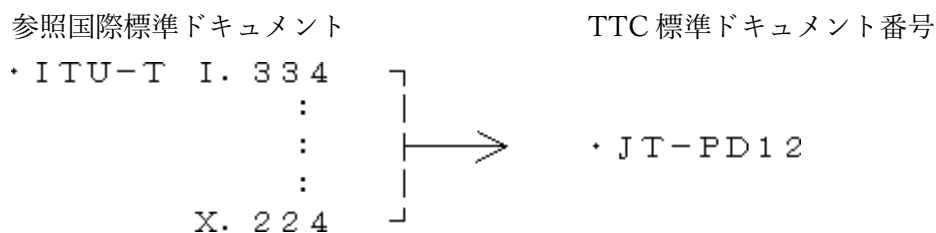
2.2 番号構成

(1) 番号構成例1

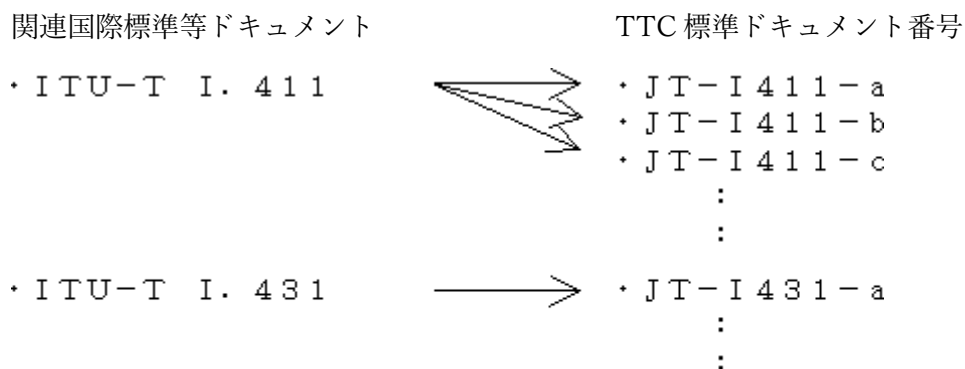
参照国際標準ドキュメント		TTC標準ドキュメント番号
・ITU-T I. 400	→	・JT-I400
・ITU-T I. 365. 1	→	・JT-I365. 1

(2) 番号構成例 2

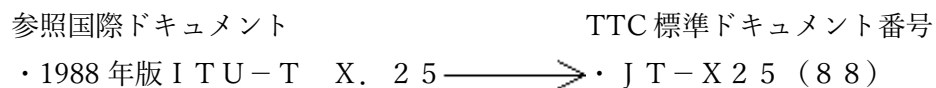
参照国際標準ドキュメント



(3) 番号構成例 3



(4) 番号構成例 4



3 ISO、IEC に対応する標準番号体系について

3.1 基本的考え方

- (1) 頭 2 文字に JS を付与する。
- (2) TTC 標準番号は参照した ISO、IEC 標準ドキュメント番号に対応するように付与する。
- (3) ISO、IEC 標準ドキュメントを統合する場合にあっては、主たる参照ドキュメント番号等に合わせることを原則とするなど、読者に誤解を招かないようにする。
- (4) ISO、IEC 標準ドキュメント番号には改版番号、DAD 番号、パート番号、セクション番号等をも含める。
- (5) 参照ドキュメントの年代等の詳細記述は、標準番号体系では記載せず、ドキュメント本文の国際勧告対応番号の記述の項で明記する。
- (6) ISO、IEC 標準 (ISO、IEC 標準に準拠して制定した TTC 標準を含む) と適用範囲が異なるものの ISO、IEC 標準を引用する場合、ISO、IEC 標準を適用するが適用範囲を限定する場合、或いは、一つのプロファイルを別のサービスプロトコル等に適用範囲を特化する場合には、付与する TTC 標準番号に「枝番号」を付加する。枝番号は、

英小文字を順に付与する。

(共通の考え方の (1)(2)(6)(7)による)

3.2 番号構成

番号構成は"J S - 参照国際標準ドキュメント番号"とし、例を以下に述べる。

(1) 番号構成例 1

参照国際標準ドキュメント		TTC標準ドキュメント番号
・ I S O / I S / 6 2 5 6 - 1 9 8 1	→	・ J S - 6 2 5 6
・ I S O / I S / 8 2 0 8	→	・ J S - 8 2 0 8
・ I S O / D I S / 8 3 4 8 / D A D 1	→	・ J S - 8 3 4 8 / D A D 1 (補遺番号)
・ I S O / D I S / 8 8 0 2 / 2	→	・ J S - 8 8 0 2 / 2 (パート番号)
・ I S O / D I S / 8 0 7 2 . 1	→	・ J S - 8 0 7 2 . 1 (改版番号)
・ I E C 6 0 4 0 0 : 2 0 0 5	→	・ J S - 6 0 4 0 0
・ I E C 6 0 0 3 4 - 1	→	・ J S - 6 0 0 3 4 / 1 (パート番号)
・ I E C 6 0 3 3 5 - 2 - 7 3	→	・ J S - 6 0 3 3 5 / 2 / 7 3 (セクション番号)
・ C I S P R 2 4	→	・ J S - C I S P R - 2 4

(2) 番号構成例 3

関連国際標準等ドキュメント		TTC標準ドキュメント番号
・ I S O / D I S / 8 8 8 0	→	・ J S - 8 8 8 0 - a : :
・ J S - 8 2 0 8	→	・ J S - 8 2 0 8 - a ・ J S - 8 2 0 8 - b : :

4 地域標準化機関の連携等に対応する標準・仕様の番号体系

4.1 基本的考え方

(1) 頭 2 文字に J P を付与する。

(2) J P の番号体系は、以下の形態等により作成されたドキュメント等をベースに、「国際的に当該標準案の内容について照会を行い作成された」標準に対応するものとする。

- ・地域標準化機関の連携により作成されたドキュメント
- ・ T T C 以外の地域標準化機関により作成されたドキュメント

(3) 標準番号体系については、J T、J S、J F、J J と混同を招くことのないものとする。
(4) いくつかのドキュメントを統合する場合にあっては、主たる参照ドキュメント番号等に合わせることを原則とするなど、読者に誤解を招かないようにする。
(共通の考え方の (1)(3)(6)(7)による)

4.2 番号構成

(1) 番号の付与については、次に従う。

J P - Z 1 ~ Z n - X 1 ~ X m

ア. Z 1 ~ Z n : 団体名等の表記 (出来るだけ短く : n = 3 程度を目安)

イ. X 1 ~ X m : 標準の固有番号

(2) このうち、Z 1 ~ Z n は、

3 G A : 3 G P P

3 G B : 3 G P P 2

とし、以降の分類については必要の都度順次定める。

5 I T U - T 勧告、I S O 標準、地域標準化機関標準以外で国際的に認知された標準・仕様に対応する番号体系

5.1 基本的考え方

(1) 頭 2 文字に J F を付与する。

(2) J F の番号体系は、原則として国際的フォーラム等のドキュメントをベースに、国際的に当該標準案の内容について照会を行い作成された標準に対応する。

(3) 標準番号体系については、J T、J S、J P、J J と混同を招くことのないものとする。

(4) いくつかのドキュメントを統合する場合にあっては、主たる参照ドキュメント番号等に合わせることを原則とするなど、読者に誤解を招かないようにする。

(共通の考え方の (1)(4)(6)(7)による)

5.2 番号構成

(1) 番号の付与については、次に従う。

J F - Z₁ ~ Z_n Y₁ ~ Y_m. X₁ X₂

ア. Z₁ ~ Z_n : 団体名の表記 (出来るだけ短く: n = 3程度を目安)

イ. Y₁ ~ Y_m : 上記団体のドキュメント番号あるいは代表的番号 (m = 3程度を目安)

ウ. X₁ X₂ : 標準の固有番号

(2) このうち、Z₁ ~ Z_nは、

NMF : ネットワークマネジメントフォーラム

IR : IrDA (赤外線データ協会)

AF : ATMフォーラム

IEEE : 米国電気電子技術者協会

IETF : インターネットエンジニアリングタスクフォース とし、以降の分類については必要の都度順次定める。

6 上記2~5項に該当しない標準に対応する番号体系

6.1 基本的考え方

(1) 頭2文字に J J を付与する。

(2) J J の番号体系は、原則として標準化課題に対応した標準化機関がなく T T C 独自で取り決めた場合に対応する。

(3) T T C 独自の標準に対する標準番号体系については、J T、J S、J P、J F と混同を招くことのないものとする。

(4) いくつかのドキュメントを統合する場合にあっては、主たる参照ドキュメント番号等に合わせることを原則とするなど、読者に誤解を招かないようにする。

(共通の考え方の (1) (5) (6) (7) による)

6.2 番号構成

(1) 標準化課題に対応した国際標準化活動の機関がなく、T T C 独自で取り決めたものの番号構成は次のとおりとする。

J J -

Y₁ Y₂ Y₃ .

X₁ X₂

[Y₁、Y₂、Y₃、X₁、X₂ 付与にあたっての留意事項]

ア. Y₁、Y₂、Y₃ はアルファベットを用いずに数字により分類する。

ただし、Y 1、Y 2、Y 3で2桁を表示する場合は、Y 1は、「Null」とする。

(なお、X 1、X 2も数字表示)

〔理由〕 アルファベットを用いた場合、例えばJ T - I X X XとJ J - I X X X等が出現し混同を招き易い。(I S D N関連)

すでに2桁で制定されている標準との整合を図るため、「Null」表示にした。

イ. Y 1 Y 2 Y 3とX 1 X 2の間に「.」を挿入する。

〔理由〕 J S - × × × × の × × × × との混同を避ける。

ウ. J J - 以降は5桁以内とする。

〔理由〕 T T C独自標準の番号付与にあたっては、今後の電気通信の発展及び国内におけるT T C独自の標準化要望を考慮する必要があるが、現時点では予測が困難なため、取り敢えず従来の1 0 0課題を2桁で分類する方法との矛盾が発生しないように1 0 0番台を追加した。

(2)

Y 1、Y 2、Y 3は

b 1 0 : (総論)

b 2 0 : P B X相互間 (デジタル)

b 2 1 : P B X相互間 (アナログ)

b 2 2 : 企業S I Pインタフェース

b 3 0 : アナログ電話網関連

b 4 0 : 画像通信関連

b 5 0 : 専用線関連

b 6 0 : データ通信関連

b 7 0 : 移動通信関連

b 8 0 : M H S / O S I 関連

b 9 0 : 相互接続用共通インタフェース関連

1 0 0 : xDSL 関連

2 0 0 : I P 関連

2 0 1 : Q o s

2 0 2 : セキュリティ

3 0 0 : ホームネットワーク関連

注：bは、「Null」とする。

とし、以降の分類については必要の都度順次定める。

附則

この規定は、1 9 9 7年9月9日から施行する。

附則

この規定は、1998年9月4日から施行する。

附則

この規定は、1999年11月1日から施行する。

附則

この規定は、2000年2月1日から施行する。

附則

この規定は、2001年9月5日から施行する。

附則

この規定は、2003年1月30日から施行する。

附則

この規定は、2006年7月3日から施行する。

附則

この規定は、2010年1月5日から施行する。